

県東部 J R 8 駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、首都圏からの観光客誘致を促進するため、東京圏に隣接する東部地域において、J R 東日本と協働し、トレッキングコース等を活用して行う誘客促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第 2 条 この補助金交付の対象者は、事業の実施を目的として、東部地域の J R 駅を有する市及び観光協会、J R 東日本八王子支社等で組織する協議会等の団体（以下「協議会等」という。）とする。

2 前条に規定する事業並びにこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第 3 条 協議会等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第 4 条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、交付の決定を行い、決定の内容を協議会等に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第 5 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 2 0 % 以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 協議会等は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 協議会等は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 協議会等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 協議会等は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率
協議会等の開催	協議会等の開催に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、委託料、使用料及び賃借料	補助対象経費の1/2以内
パンフレット等作成事業	観光パンフレットやトレッキングコースマップの作成及び掲出に要する需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、保管料、広告料、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
観光人材養成事業	観光ガイドや体験プログラムコーディネーターの養成に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、委託料、使用料及び賃借料	
その他事業	その他、補助目的達成のため、知事が必要と認めた事業に要する経費	

様式第1号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

様式第2号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

県東部 J R 8 駅トレッキング推進事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、県東部 J R 8 駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

県東部 J R 8 駅トレッキング推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、県東部 J R 8 駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

※参考となる書類を添付すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、
県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり
報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考資料
- 4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

様式第5号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

単位：円

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-② = ③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

様式第6号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

財産処分承認申請書

県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、県東部JR8駅トレッキング推進事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類